



東 北 方 面

鋪装道路修繕

仙臺市内大通り筋の鋪装街路に於る破損箇所をなるべく早く修復して一般の利便に資せられたいとの輿論は先般報道したのであるが、縣市道ともにそのまゝに放任されるため破損部面はますます擴大し危険の度を加へるので出来得るだけ速かに修理工事を施されたいといはれてゐる。若しこのまゝにして冬季を迎ふることゝなればい

く破損率を高め従つて危険の度合も強くなり且は施工上にも費用の増嵩を來たすのであらうから如何なる方法にてもこれが實行方をと要望する向が多くなつて來る有様であると。

藤波渡し架橋

新知事に請願

宮城県岩沼町國道筋藤波渡しの阿武隈川架橋問題について過般委員會を町役場に召集し牛塚知事の更迭につれ新任湯澤知事内容及び將來の促進方法について上申すべく協議し近日中に出縣種々請願する由であ

る。

古川町の道路鋪装完成

宮城県古川町第二期アスファルト道路鋪装工事は大部分竣功し、殘は北町國道のみで十一月二十日頃までには全部完成の管でいよいよ仙北中樞都市のモダン道路が出來上るわけである。

鹽釜架橋問題實現

鹽釜築港町運河通り四丁目港務所直面より中ノ島附近まで運河の江水にて交通遮斷の狀態にあり同附近は相當車馬の交通繁盛な地域とて逸くから架橋問題が擡頭してゐたが縣當局でも放棄して置くわけにもゆかずこの度コバルト色のモダン橋（橋桁柱は鐵筋欄干板）を架橋することに決定入札に附することになつた。

高城町新道路

松島高城街より宮電同驛まで通ずる道路もいよ／＼實現することとなり、這般も高城區評議員會を開き同町區有山の賣却金をこれに充てる協議を遂げ一部は縣の補助を仰ぐ譯で延長五町二十間の地域に三間半の幅員に玉川砂利を三間に亘つて敷詰め自動車馬車自在に運轉し得るものである。而してこの工事は十二月中旬着手するものとである。

北越方面

十日町驛の跨線橋

新潟縣十日町驛構内の跨線橋は飯山鐵道會社に於て造る事となり經費約七千餘圓で一兩日中に基礎工事を始める由で、これがたゞ一般乗客の安全、便利に多大であらうと。

近畿方面

地方通信

頑丈な土橋も

自動車には散々

明石、節摩間重要な路線である濱縣道及び又一方加古川町高砂港間の咽喉部に當る高砂町藍屋町堀川筋に架設してある永樂橋が去月十一日夜半墜落するに至つた爲め明石、節摩間の海岸沿線の交通に一大支障を來し高砂町を通過する車馬は全部卍南郡米田町へ迂廻するため加古川橋を通行しつゝある。

永樂橋は餘程以前に架設された土橋で隨分頑丈なものであつたが最近トラツク運送の發展に伴つて重量物が通過し其の結果橋臺に狂ひを生じ過日來の降雨のため崩壊したものである、幸ひ事前に危険を察し隣接の加古川及魚橋兩署に通じ通行を禁止し警戒を施した、め危難を免れたのであつた。

而て同町の希望により縣當局でも既に同町内の該縣道路線の改修計畫があり當然加

古川本流の相生橋及右永樂橋は數年内に架換を行ふ豫定になつてゐる然し不時の墜落に對しては此際應急修繕を加へ後日右路線大改修の際完全に架換へられる筈である。

災難のお蔭で

大門橋架替

兵庫縣加東郡福田村大門橋は四年度に於て架換の豫定であつたのを緊縮に祟られてか停滯して居たがたま／＼去る九月一部腐朽墜落してより急に進捗しいよ／＼新築することゝなつたが之を機會として縣は天神大門線道路を福田村南坊より河合村大門驛に至る屈折を廢し一路眞直にしようとの意見で其の結果は現在の橋より二三町下流になり大門村の豪家連の大屋敷が裏道となるので承知せず先般來贅否兩派の代表が交々社土木出張所に押出してその筋の諒解を得られたき旨陳情してゐた。

中國方面

御幸橋の架換促進の陳情

廣島市内指定府縣道に架する御幸橋の架換は昨年、縣會で本年度より二ヶ年繼續事業で四拾九萬四千圓の經費を支出することに決定してゐたのであるが、現内閣成立と同時に國庫補助の拾二萬三千五百圓が削除されることとなり、爲に經費の支出に支障を生じた爲め、縣ではこれを中止するか事業制二ヶ年を三ヶ年に變更するか、いまだいづれとも決定してをらぬ由であるが市當局としては是非共今年度に實現してもらひたいとの希望を有し十一月六日午前十時から市會議員は市役所で協議を遂げた後縣廳に至り縣知事に會見し陳情する所があつた

自動車に依る

道路損傷金の徴收

現在全國に於て自動車に對し道路損傷負擔金を徴してゐるものは山口、福井、群馬、山形の四縣のみであるが、他縣でも明年度あたりから夫々右負擔金を課することゝなるらしく廣島縣でも同様の豫定であるが同縣に於ける右税の收入總額概算は五萬一千圓(内郡部四萬五千圓市部六千圓)で近く實地調査して細則を決定し明年四月一日から實施の豫定であるが現在同縣下で右課税に該當する自動車は一千五百臺見當である。

湯田府縣道改修

圓滿解決か

山口縣湯田地内府縣道敷地買收問題は、その後縣當局が土地收用法の適用を眞向に振かざして鋭意交渉を重ねた結果交渉回答期限まで全部の協定はなつたが、獨り四つの端の某は由緒のあつた庭を有してゐるので

どうしても買收に應ぜぬので縣當局では今月中に萬一承認せざる時は愈々收用法を適

用し早急に工事に着手する事になつたので、さしも紛糾を重ねてゐた同問題もこれを以て大團圓を告げることゝなつた。

吉敷縣道改修

解決を急ぐ

吉敷縣道改修は山口市の變更計劃撤回で、愈々縣の豫定線通りに進行せしむることになつたので縣では潰地買收交渉が解決すれば直ちに工事に着手する豫定で準備を進めてゐるが潰地の買收は從來の行掛上から山口市に一任して解決せしめる事となつてゐるが縣の豫定線によるも土地買收に應ぜざる地主一二名あるもこの方は市で極力納得せしめて圓滿解決をする事となつてゐるが例令地主の方で頑張つても強制處分の手段に成るべく出ない方針であると。

近日竣工する

唐戸の棧橋

下關唐戸棧橋及び事務所の建築は豫定通

り進捗し十二月廿日までには竣成引継ぎをなす筈であるがこれが經營については一個の棧橋は關門巡航船の專屬として貸與一個は各船舶に月定め賃賃料を取つて使用せしめる事となつて居り事務所は階上二間階下六間となり關門漁船會社に一室若くは數室を貸附け殘部は關係船舶業者その他に貸與するもので目下の所關門漁船以外は未定であるが市當局は引継ぎと同時に開業すべく準備を進めてあると。

徳山の國道改良工

事敷地買収に行惱む

久しく交渉難に陥り縣當局及徳山町當局が惱まされた徳山國道第二期改良工事に屬する遠石野村別荘前から横濱國道分岐點間の一部敷地買収移轉料慰勞料の協定は既に土地收用法を適用する迄に至つてゐたが過日關屋土木課長、吉田縣屬來徳町當局と最後の交渉を試み折衝を重ねた結果漸く妥協

點が見出されたようであり多分近く解決するらしい若し不調に終つた場合は町有敷地を國道要地として買収し收入する一萬七千圓が本年度豫算の歳入不足となり之が補填上の大困難を生ずると注目されてゐるが果して如何なる成行を呈するか。

道路舗装は

明年度も續行

下關市道路の舗装並に街角整理は來年度も繼續する事になりその經費位置等に關して調査中であつたが大體左の如く内定したので舗裝費一萬圓街角整理費一萬圓計二萬圓を本年同様計上提案の筈であるが舗裝費は事實約二萬圓を要するも半額は地元町で經費寄附をなすものであると。

九州方面

放射道路の周圍を

循環路で取まく

久留米市に於ける都市計畫は現在の甚盤形の市街の周圍に放射線の市街を作ることには既報の如くなるが其の放射線に對して更に大圓線を描いて循環道路を設け恰も蜘蛛の巢のやうに形成する筈で放射線の最外輪は北西は筑後川を以て限度とし鐵道以西より南にかけ西田埋立地に至るまでを工業地帯として之に完全なる排水設備をなし洪水時の浸水を防ぐやうにすると同地一帯は理想的工業地となるべく殊に西田方面は安武村に續き廣大なる空地であり且つ風下であるから普通市街地に煙塵を蒙らしめる憂ひなく頗る安全なりと目せられ南東は十二師團より久大線を區域として住宅地に宛

て現在の市街を商業地となす豫定であるが住宅地が東南に向つて伸びると現在でも交通上危険とせられてゐる急行電車停留所附近の國道交叉點と花畑の交叉點が益々危険の度を増すこととなるからこれを地下道によるか又は鐵道線路を高架設備にするかが最も困難視され目下研究中である。

門司東本町

鋪裝工事

門司市東本町の鋪裝工事は關係町民の寄附に時日を要したが鋪裝工事は冬期には遂行上支障あるので縣土木課で設計を仕替へるか又は年内に基礎のみを施してアスファルト鋪裝を來年春季に延期するかを決定する筈。

稻荷橋架替着工

大牟田市東新町稻荷橋の架け替工事は去月九日より着工したのが爲め同地點より三

池町方面への自動車其他諸車の交通止めをなしたが架け替工事費は千三百圓コンクリートで二週間の日程で竣功の見込であるが通行禁止は約二十一日間の豫定であると。

東本町道路

鋪裝着工

門司市東本町道路鋪裝はビテュマルス式を採用近く工事に着手する筈であるが工事引受會社と市との間に一坪二圓の開きがあり十一月十四日縣市當局と大阪のビテュマルス會社の技師とが鼎座協議の結果會社側は目下同式の宣傳時代であり犠牲的に利害を度外視して引受けるに至つた。

電柱道路占用稅

増額運動

大分縣中津市の電燈料金値下問題は既報の通り漸次實際化し市當局でも近日中に九水會社當局と交渉を遂げることになつてゐ

るが更に近く市民の一部から九水に對する電柱稅附加稅と電柱に對する道路占用料金増額運動を市當局に起すことになつた同市は大正九年から九水と契約を結び現在電柱一千百廿本に對し四百九十本十燭光の街燈を九水から點火しその代償に市では道路占用料を徴收しないと電柱稅の不均一賦課をなさないやうになつて居るが大分別府兩市は電柱稅は縣稅一圓に四圓卅八錢附加し道路占用料は別府が八圓大分が七圓賦課してゐるので増額せしめて行詰つてゐる市の財源捻出に養せよといふのである。